

岐路に立つ無形文化遺産保護条約

宮田 繁 幸

はじめに

この研究報告誌上では、2010年に「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」として、実施段階直後の現状と問題点につき検討した小考を発表してきた。その後、締約国総会及び2度の政府間委員会等を経て、条約はその運用面において早くも大きな変更を迫られている。特に緊急保護一覧表及び代表一覧表への提案候補審査をめぐる問題は、枠組み形成の段階の議論から大きく方向転換を余儀なくされているとあってよい。また日本国内においても、文化財保護法の枠外と位置づけられる「和食」提案の動きなど、以前から指摘してきた条約と国内的保護の枠組みの整合性の問題も具体化している。

そこで本稿では、前稿以降の経緯を整理・報告し検討したい。

1 2010年度

(1) 第3回締約国総会¹

2010年6月にパリのユネスコ本部で行われた第3回締約国総会には、締約国110カ国、オブザーバー34カ国、その他NGO44団体などが参集した。ビューローの構成は、議長：河野俊行（日本九州大学大学院教授）、副議長国：クロアチア、メキシコ、モナコ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ、ラポラトゥール：クロアチア、という陣容であった。前回の第2回総会時と比較して、締約国参加数は22カ国増となり、また参加NGOは前回の倍以上と、本条約の一層の浸透度を示したといえよう。この総会では、代表一覧表への提案に係る毎年の提案数を制限するべきか等を含めたユネスコ無形文化遺産保護条約の運用方針等について議論が行われた。

その主な決定事項は以下の通りであった。

① 代表一覧表の審査に関する運用指示書改訂

政府間委員会は、補助機関を通じ、毎年の審査に係るリソース及び能力に基づき、審査を行う。各締約国は、提案の際にこれらの要因に配慮することが奨励される。

代表一覧表への記載のための各国の提案書の締切は、毎年3月末とし、翌年11月の政府間委員会で記載の可否を決定する。（1サイクル：約1年8か月間）

② 本条約のエンブレムの使用指針の決定

第3回及び第4回政府間委員会において策定されたエンブレムの使用指針について承認。

③ 政府間委員会委員国選挙

新たに、日本を含む以下の13カ国が政府間委員会委員国に選出された。

スペイン、アゼルバイジャン、アルバニア、チェコ、グレナダ、ニカラグア、イラン、インドネシア、中国、日本、ブルキナ・ファソ、マダガスカル、モロッコ

この総会の議論で最も重要であったのは、代表一覧表の審査に関する運用指示書の改訂である。この問題は、前年のアラブ首長国連邦のアブダビで行われた第4回政府間委員会において、事務局より示された運用指示書改定案の議論を受けたものである。その焦点は、具体的な件数制限等を盛り込むか否かであったが、結局運用指示書に盛り込むことにはなお反対が多く、運用指示書の改訂は上記の部分的なものにとどまった。

また、前回の政府間委員会後の懸案となっていた、第2回提案で補助機関の事前審査が行われなかった93件（我が国提案分の11件を含む。）の取扱いは、11月にケニアで開催される第5回政府間委員会で決定されることとなった。

（2） 第5回政府間委員会

上記の締約国総会における選挙の結果による新メンバーの最初の政府間委員会は、2010年11月15日から19日、ケニアのナイロビで開催された。サハラ以南のアフリカ諸国での初開催となった当委員会には、24カ国の委員国の他、60カ国の非委員締約国代表、11カ国の非締約国代表、さらに31の認証NGOなどが参加、特に今までの委員会と較べ締約国・NGOともにアフリカ勢の多さが目立った。

ここでの実質的討議議題としては、緊急保護一覧表記載への提案審査、代表一覧表記載への提案審査、2011年における代表一覧表の提案書審査に関する補助機関設置及びその委任事項採択（審査対象となる提案の問題を含む）、25,000ドル以上の国際的援助要請の審査、2011年における緊急保護一覧表記載への提案及びベスト・プラクティスの登録及び25,000ドル以上の国際的援助要請の審査に関する諮問機関設置及びその委任事項採択、緊急保護一覧表・代表一覧表への記載基準に関する運用指示書の改定、国際的援助要請のより迅速な審査を行う場合の「緊急性」の定義、ビューローの作業方法に関する手続規則改訂、NGOの承認、途上国のNGOの貢献促進の態様と方法、無形文化遺産保護条約10周年の祝賀について、であった。

このうち重要と思われるものの詳細は、以下の通りである。

① 緊急保護一覧表への記載

第2回目となる緊急保護一覧表記載の審査では、以下の2カ国4件の審査が行われた。なお、前年のアブダビの委員会で、メキシコからの2件が追加情報の提出が間に合わず、今回に先送りされていたが、うち1件は追加情報が今回も間に合わず、1件は申請が取り下げられた。

4件のうち、中国の、「メシュレブ」（新疆ウイグル自治区の、音楽、舞踊、演劇、アクロバット、口承芸などを含んだウイグル族の伝統芸能）については、基準の2、3、4に関して、審査に当たった2名の専門家の意見が分かれ、事務局案は記載と情報照会の2オプションを示したが、討議の結果記載と決定された。そのほか中国の2件（「ジャンク船の防水技術」、「木製活字

印刷術)と、クロアチアの1件(「オイカニエの歌唱」)は、原案通り記載の決定がなされた。これにより、この時点での緊急保護一覧表記載案件は合計16件となった。

このように、この委員会でも審査された案件は4件と少なく、以前から指摘されてきたように、各国の緊急保護一覧表への関心は代表一覧表へのそれと比較してまだ低いことを露呈した。緊急保護一覧表が本条約の第1リストであるという認識は、事務局をはじめとする関係者の様々な取り組みにもかかわらず、いまだ十分に浸透していないことを示した結果となったといえるだろう。

② 代表一覧表への記載

日本が提案した13件を含め、32か国から計147件の提案があったが、そのうち補助機関による事前審査がなされたものは32か国の54件のみであった。これは、前回のアブダビにおける政府間委員会における決議、DECISION 4.COM 19の8²で、2010年の代表一覧表の審査に関しては、例外的措置として、優先順位をつけて処理する、旨の決定を受けての結果であった。この54件審査という数は、大方の予想を大きく下回るものであったが、すでに2010年5月に実施された補助機関の審査時点で明らかになっており、会議の場では大きな驚きとはならなかった。日本からは、すでに13案件が候補として申請されていたが、結局「組踊」、「結城紬」の2件のみが事前審査された。事前審査された54件のうち、我が国の2件を含む46件について補助機関から記載の勧告が出され、そのほかの不記載勧告を受けた8件は、クロアチア提出の1件を除き、皆事前に取り下げるという措置が執られていた。

クロアチアから提出された案件は、不記載勧告を受けた案件に関してその記載の是非が委員会の場で討議された初めてのケースとなったが、結局逆転記載の決定がなされた。これにより、47件が新たに代表一覧表に加わり、代表一覧表記載案件は合計213件となった。

なお、記載されたものの中に、フランスの美食術、地中海料理、メキシコ伝統料理、という食文化に関するものが3件含まれていたのが特に注目された。

③ 代表一覧表への記載の審査に関する事項

ここでは今回の案件審議の中で問題となった事項を含め、事務局及び締約国に対して次のような決議がなされた。

- i アフリカ諸国を中心とした、発展途上国のキャパシティビルディング
- ii 無形文化遺産の一覧表への記載の提案を阻害する問題を明確にするための基礎調査の実施
- iii 一覧表記載案件の商業的乱用の防止措置
- iv 事務局が受領した書簡の取扱い、提案した締約国に事前伝達のガイドラインの提案
- v 複数国提案促進のため、情報共有の仕組みの提案
- vi 戦争若しくは紛争又は特定の歴史上の出来事に関連する事項を含む案件を提案する際には、コミュニティ、集団及び個人の間における対話と相互尊重を奨励する趣旨から、コミュニティ間の誤解の惹起を避けるために、提案書を最大の注意をもって作成することを確保することを、締約国に求める。

④ 2011年の代表一覧表への記載の審査のための補助機関の設置、審査に関する問題等に関する

事項

ここでは、2011年の代表一覧表候補審査に当たる新たな補助機関の選出、及びその委任事項、具体的審査件数などが討議された。その結果として決議³されたなかで、重要なものは以下の通りである。

- ・第6回政府間委員会の前に、ユネスコ本部で、代表一覧表への記載のための提案案件の取扱いの改善のために可能な方策について議論するオープンエンドの政府間ワーキンググループを招集すること
- ・補助機関は、イタリア（グループⅠ）、クロアチア（グループⅡ）、ヴェネズエラ（グループⅢ）、韓国（グループⅣ）、ケニア（グループⅤ（a））、ヨルダン（グループⅤ（b））
- ・2011年8月31日までに107件の提案案件が受領され、これらが2011年に審査可能と認められて手続きがなされていないと考慮すること
- ・一覧表記載の提案案件及びベストプラクティス登録案件、並びに国際的な援助の要請案件で2011年の審査が可能と認められる案件の合計数が163であることに留意
- ・政府間委員会並びに審査及び評価の責任を負う機関が、責任を持って信頼を得て提案書の全てを評価し、かつ、条約第7条の義務を遂行する能力を有しないことを考慮
- ・ユネスコ事務局が処理可能な範囲内で31乃至54件の代表一覧表への記載提案案件を処理し、複数国による提案及び代表一覧表への記載が無いが又は代表一覧表への記載が少ない締約国により提出されている案件を優先的に審議することを補助機関のメンバーに許容するため、当該処理案件を補助機関に送達することを、ユネスコ事務局に要請
- ・将来のサイクルについてのワーキンググループの結論を妨げることなく、2012年サイクルにおいて、2011年3月31日までに代表一覧表への記載のために提出される案件につき、2011年に審議された件数を目途として、複数国による提案及び代表一覧表への記載が無いが又は代表一覧表への記載が少ない締約国により提出されている案件が、優先的に審議されることを検討
- ・2012年サイクルにおいて、2011年3月31日までに緊急保護一覧表への記載のために提案される案件、並びに、ベストプラクティス及び国際的な援助の登録のために提案される案件につき、同様の優先的な審議の原則を適用

これをみると、2011年の審査という限定付きながら、実質的な件数制限が具体化されたことに気づくだろう。前回までは、事務局及び補助機関からの審査件数制限の要望を委員国が否定するという構図であったのが、今回具体的な件数が委員会の決定として文書化された意味は少なくなかった。つまり審査積み残しが多数あることを注記しつつも、次回代表一覧表の審査に関しては、31乃至54件の処理が事務局の義務とされたわけである。これは、前回アブダビにおいて提案された処理可能件数⁴よりも相当軽減された処理数であり、委員会としての考え方の継続性に疑問を持たせるものであった。そしてこの決議が、後述する次の委員会へ実際に大きく影響したといえる。またこの決議本中には見られないが、補助機関への委任事項⁵の中で重要な変更が行われた。すなわち、これまでの補助機関

の勧告は、提案案件の記載、または不記載、という二者択一であったのが、あらたに「情報照会」という勧告が加えられた点である。この情報照会は、申請書の記載が、基準の適合性の判断に十分な情報を備えていない場合、提出国に差し戻し更なる情報の提供を求める、というものであるが、この第5回の委員会当時はあまり議論の焦点にならず、比較的スムーズに採択された。しかし、この新たに加えられた「情報照会」という手続きは、結果として後の代表一覧表審査に大きな変化をもたらすこととなった。

(3) 日本の対応

以上のような状況を受け、日本の無形文化遺産保護条約に対する対応、とりわけ実質的件数制限を課せられたともいえる代表一覧表に対する対応は、否応なく変化を迫られたといえよう。しかしながらこの時点では、文化庁による無形文化遺産保護条約への対応の基本方針は、2008年7月30日に公式発表されたものと変更されていない。その詳細は拙稿「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」⁶に述べたので繰り返さないが、重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選定保存技術から、指定・選定の古い順に、順次代表一覧表候補として提案していく、というものである。この基本方針は、2010年12月に開催された第6回無形文化遺産保護条約に関する特別委員会においても何ら変更されず、第2回の提案候補の審議未着手積み残し11件の、出来るだけ早い審査及び記載を優先し、当面新たな提案を行わないことが合意された。基本方針については、現案件の審査状況を見つつ、将来の検討課題として先送りした格好といえるだろう。

日本としては、代表一覧表の件数制限は適切でない、現在の審査方法及び内容はより簡素化すべき、といった従来からの基本主張があり、この時点ではやむを得ない選択であったかもしれない。しかし条約の実態が大きく変化しつつある中で、いずれは大きな方針転換が不可避であろうことは、各委員及び関係者の中で、暗黙の了解になりつつあった。

2 2011年度

(1) 代表一覧表提案候補の取り扱いに関するワーキンググループ会合

この会合は、代表一覧表の審査方法等の改善のため、前年の第5回政府間委員会の決議、5COM.7に基づいて、2011年9月12日13日にパリのユネスコ本部において開催された⁷。

その基本的な位置づけは、様々問題に直面している代表一覧表の審査に関して、専門家を中心に議論を行い、その結果を事務局がとりまとめて次の第6回政府間委員会で検討する、というものであり何ら決定力を持つものではなかったが、そこでの議論は今後の条約運用の考える上で重要なものであった。

主要な論点としては、審査の主体、件数制限、基準の改定、の3点である。

審査の主体に関しては、これまでどおり政府間委員会構成国から選出される6カ国の補助機関による審査が妥当か、それともすでに緊急保護一覧表の審査で行われている専門家による審査方式に変更すべきかという議論である。この条約の運用に当たっては、枠組み形成の当初から専門家による諮問

機関の是非が議論されてきたが、世界遺産におけるICOMOSのあり方などへの反発から、これまでは政府間委員会以外の組織に代表一覧表審査の強い権限を持たせることに対する拒否反応が強く、補助機関方式が採用された経緯がある⁸。そもそも代表一覧表の審査に関しては、無形文化遺産それ自体の価値判断ではなく、基準との形式的な適合性の判断で足りるという前提があり、それならば必ずしも専門家によらない補助機関で十分だという認識がコンセンサスを得ていた。しかし、第1回、第2回と審査が行われるにつれて、補助機関の審査に対する姿勢に疑義が生じた結果、このような議論が起こったといえるのではないだろうか。この会合では、補助機関から専門家による諮問機関へ審査の主体を移行することが多数意見となり、その旨政府間委員会へ報告されることとなった。

2番目の件数制限に関しては、事務局から代表一覧表、緊急保護一覧表、ベストプラクティス、及び2万5千ドル以上の国際援助要請、という政府間委員会でその可否を決定すべき4つの要審査分野に関して、事務局の処理能力及び政府間委員会のスケジュールから見て、年間60件の処理が最大であるとの意見が出された。これまでの実績及び事務局・補助機関の主張から見れば、かなり過小な限界値設定とも思えるが、会議参加者の多数はこれに賛同した。おもうに、こういった会議の場では、候補未提出国や少数提出国の割合が高く、多数意見をもってコンセンサスとする以上、日本などのすでに多くの候補を提出している国の主張は受け入れられがたかったようだ。結果として、事務局が一貫して主張していた件数制限の常態化に、大きく道を開いたといえよう。

最後の基準の改定に関しては、特に従前から問題視されていた基準の2⁹に関する議論が中心であった。基準の2は、他の基準と比べ、従来から申請書に記述するに際して、記載された後の効果を証明することの困難さが指摘されており、日本などは基準からの削除を主張していた。今回も基準2に関してはいくつかの改定案が出されたが、基準の改定は時期尚早との意見も強く、コンセンサスには至らず、今後の検討課題として持ち越された。

(2) 第6回政府間委員会

第6回政府間委員会は、2011年11月22日から29日、インドネシアのバリ島ヌサドゥア地区の国際会議場で開催された。これまでの政府間委員会が、会期5日間が通常であったのに比べ、8日間の会期は過去最長で、討議議題数も開会及び閉会セッションを除いて25と最多となった。

予定されていた実質的な討議議題としては、条約実施及び代表一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審査、2011年諮問機関の活動報告、2011年緊急保護一覧表記載審査、2011年ベスト・プラクティスの登録審査、25,000ドル以上の国際的援助要請の審査、ベラルーシの「Rite of Kalyady Tsars (Christmas Tsars)」(2009年緊急保護一覧表記載)保護措置の成果に関する年次報告審査、2012年緊急保護一覧表記載提案、ベスト・プラクティスの登録及び国際的援助要請の審査にかかわる諮問機関設置及び委任事項採択、2011年補助機関活動報告及び代表一覧表提案審査、2012年代表一覧表提案書審査にかかわる補助機関設置及び委任事項採択、代表一覧表への提案に関するオープンエンド・ワーキンググループの報告、一覧表への記載基準の検討報告、複数国による提案促進のための情報共有メカニズム、一般人または他の締約国からの提案に対する書簡の取扱い、NGOの承認、無形文化遺産基金の使用案、条約10周年の祝賀に関する提案、カテゴリ-2センターによる条約のエンブレム使

用、であったが、いくつかの議題で議論が紛糾し、長期の会議日程にもかかわらず全議題を討議するには至らなかった。

実質的に討議されたもののうち、重要と思われるものは次の通りである。

① 2011年緊急保護一覧表記載審査

今回の緊急保護一覧表への提案は、ユネスコ事務局が受理した件数が29件、そのうち3件は追加情報の提出が間に合わず、別の1件は事前に取り下げられたため、実際に諮問機関が審査したのは、15カ国の25件、さらに諮問機関の審査段階で、2件のファイルがほとんど同一記述であるとされ却下、結果として本委員会の審査に付されたのは23件であった。諮問機関の審査結果は、記載すべきが5件（中国1、インドネシア1、イラン2、ベトナム1）、不記載相当が15件（モンゴル5、アルメニア2、アラブ首長国連邦2、カンボジア1、中央アフリカ1、グアテマラ1、ケニア1、マリ1、ペルー1）、その他の3件（ブラジル1、モーリタニア1、モンゴル1）に関しては、「諮問機関内で意見の一致が得られず」として、記載・不記載両論併記の上、委員会での審議にゆだねられた。これらのうち、不記載の勧告がなされたモンゴルの5件とケニアの1件は、両国から当日取り下げの申し出がなされ、議論は不記載勧告の残る9件と両論併記の3件に集中して行われた。結果的には、記載の勧告5件の他、不記載勧告から3件¹⁰、及び両論併記全て3件が委員会での討議の結果、記載相当とされ、11件が新たに緊急保護一覧表に加えられ、緊急保護一覧表の総件数は27件となった。

これをみると、前回までの状況と較べて緊急保護一覧表への提案件数、及び提案国数は確実に増加しており、その重要性に関する締約国の認識は徐々に広まっていることを表す結果であったと評価できよう。また、委員会での逆転記載の決定を見た案件に関しては、不記載勧告の理由が主として翻訳等のミスに起因することが明らかで、その保護の緊急性に鑑み提案書の不備を訂正することで十分対応できるという、柔軟かつ現実的な判断が下されたものであり、緊急保護一覧表の趣旨がかなり共通認識として定着してきたことをうかがわせた。

② 2011年ベスト・プラクティスの登録審査

ベスト・プラクティスの提案は、2009年に3件、2010年は0件と他の審査案件に比べきわめて少数であったが、今回は事務局が受理したものが15件とかなりな増加を見た。このうち2件は未実施事業であるとされ、13件を諮問機関が審査を行い、1件は2009年の選定案件と同一であると判断され、残る12件に対して、5件の選定（ブラジル2、ベルギー、ハンガリー、スペイン各1）、7件の非選定（ブラジル3、スペイン2、アルゼンチン、ラトビア各1）の勧告がなされた。さらに全体的なベスト・プラクティス登録に関わるものとして、今後の登録では、その計画、事業、活動の無形文化遺産保護における有効性を示すこと、特に途上国など他のモデルとなり得ること、計画、事業、活動の効果を具体的に立証すること、保護措置の実施や提案書作成にコミュニティの全面的な参画を得ることなども勧告され、委員会での承認・決定を得た。

以上により、これまでに登録されたベスト・プラクティスの合計は8件となった。

③ 25,000ドル以上の国際的援助要請の審査

25,000ドル以上の国際的援助要請は、ユネスコ事務局が受理したものが8件あったが、うち4件は要求された追加情報が間に合わず、諮問機関の審査に付されたもの4件（ボリビア・チリ・ペルー共同1、モンゴル1、ウガンダ1、ウルグアイ1）について、審査が行われた。諮問機関は、この4件とも非承認の勧告であり、委員会もそれを了承した。

今回特に問題とされたのは、コミュニティの具体的な関与であり、いずれもが承認に至るには不十分との判断がなされた。保護計画の立案・申請書の作成にコミュニティが全面的に関与することに加え、その経過等についても具体的に示すことが要求された。また保護計画自体についても、単に希望事業の列挙では無く、適切な予算と計画に基づく具体的な保護施策が必要であり、この点においても今回は承認すべきものが無いとされた。

無形文化遺産保護における国際的援助の枠組み樹立及び促進という、本条約の主要目的の一つから考えれば、今回の承認0と言う結果はかなり遺憾であるともいえる。しかし、非常に限られた資金を投入する以上、最初にこの程度の厳格さは当然あってしかるべきであるし、今後の要請国の慎重かつ自らも責任を負う具体的な計画立案を結果的に促進するものであると評価できるだろう。

④ 2011年補助機関活動報告及び代表一覧表提案審査

前述のように、第5回政府間委員会決議7により、代表一覧表審査のためにイタリア、クロアチア、ベネズエラ、韓国、ケニア、ヨルダンをメンバーとする補助機関が設置され、2010年年サイクルの未審査分93件と2011年の受理14件の107件の提案書のうち、事務局の処理能力の範囲内で「31件から54件」を審査することが決定された。これにしたがい、事務局は処理の優先順位による54件（1件は複数国提案）をチェックし、うち49件が補助機関の審査に付された。補助機関の審査の結果、「記載」17件（クロアチア、日本、韓国各2、ベルギー、中国、コロンビア、キプロス、チェコ、メキシコ、ペルー、ポルトガル、スペイン、トルコ各1、マリ・ブルキナファソ・コートジボワール共同1）、「情報照会」26件（インド6、中国5、日本4、韓国4、モンゴル3、ベラルーシ、イラン、オマーン、トルコ各1）、「不記載」5件（モンゴル2、フランス、オマーン、スペイン各1）、「諮問機関内で意見の一致が得られず」1件（フランス）、と言う勧告がなされた。この勧告により、委員会審議当日までに、情報照会7件（中国3、モンゴル3、トルコ1）、不記載4件（フランス1、モンゴル2、オマーン1）が取り下げられ、委員会の審議に付されたのは38件であった。

これに対する委員会の審議は、これまでのものとは大きく異なり、時間・内容ともかなり多くの労力が割かれた。記載勧告を受けた案件については、いくつかで質問はあったものの、おおむね問題なく記載が決定した。また不記載勧告については、事前に取り下げられたため、実際に審議されたのはスペインの1件のみで、これは情報照会へ修正する旨の決定がなされた。

焦点となったのは、情報照会とされた案件についてであり、一件ずつかなり議論が行われた。そもそも今回初めての運用となる情報照会については、どのような場合にそれが適応されるのか十分事前に周知されていたとは言いがたく、それが会議紛糾の一因となったといえるだろう。このことは後に会議総括で述べたい。

結果的に、情報照会から1件、両論併記の1件の計2件が記載に変更され¹¹、記載は19件、情報照会は19件で決着し、代表一覧表の合計は232件となった。なお日本の提案については、審査対象6件は、記載2件¹²、情報照会4件¹³という結果となった。

以上の個別案件審査に加え、提案書に関する総論決議¹⁴がなされた。その主要事項は、以下の通りである。

- i 申請書において審査及び評価のために重要な情報が不足している場合は、締約国に対して情報照会をすることができることを歓迎し、情報照会で与えられた申請書を改善する機会を最大限に活用することを奨励する。
- ii 申請書を改善する際に、現行の補助機関及び前身の補助機関による指摘事項及び提案事項に注意を払うとともに、申請書の適切な審査及び評価並びに将来のより適切な審査及び評価のために必要な全ての情報を提供することにより、最も質の高い申請書を提出するよう努めることを、締約国に求める。
- iii 各申請書は、唯一で独自の文書であるべきことを考慮し、申請書の本文が他の申請書の本文と重複すること又は適切な引用無しに以前に公表された資料を使用することは受け入れられないことを、申請する締約国に留意することを求める。
- iv 締約国、補助機関及び政府間委員会が、条約の実施において継続して経験を蓄積していること、及び条約の実施に係る判断の水準が必然的に向上することを承知する一方で、将来の審査及び評価は、過去の補助機関及び政府間委員会の結論及び決定との一貫性を維持すべきことを決定する。
- v 過去の補助機関による勧告は、将来における申請書の再提出の際の評価において可能な限り考慮されるべきであることを考慮する。
- vi 情報照会とされた申請書は、次のサイクルにおいて、満たしている基準に関する決定事項のパラグラフは修正されず、満たしていない基準についてのみ補助機関及び政府間委員会において評価され審査されることを強調する。
- vii 過度に一般的で全てを包含するものでなく、かつ、既に代表一覧表に記載されている案件と過度に類似しているものではない案件の申請及び記載の重要性を承知する。
- viii 代表一覧表への記載申請は、申請する締約国の領土外に同一の又は類似の無形文化遺産が存在することを認める一方で、申請する締約国の領土内における無形文化遺産の状況に集中すべきことを強調し、申請する締約国はそのような領土外の無形文化遺産の重要性を参考にすべきではなく、また、他の締約国の無形文化遺産保護の努力を特徴付けるべきではないことを、決定する。
- ix 代表一覧表と緊急保護一覧表の相互補完的な目的を締約国が考慮することを求め、また、運用指示書第38パラグラフに、締約国は無形文化遺産を一方の一覧表からもう一方の一覧表へ移行することを求めることができると規定されていることを想起し、適切な一覧表に申請することを確保することを締約国に求める。
- x 他の締約国及びコミュニティとの協力の複雑さを認識しつつ、複数国申請の提出を締約国

に奨励する。

- xi 無形文化遺産の認知の促及び重要性の認識並びに保護措置の実施において、当該無形文化遺産のコミュニティ、集団、場合により個人は、その特定、目録への記載、準備並びに申請書の作成及び提出の全ての段階で不可欠な参加者であることを再確認する。
- xii 代表一覧表に無形文化遺産が記載され、そのことにより当該無形文化遺産の認知向上すること、また、それにより生ずる恩恵は、当該無形文化遺産のコミュニティ、集団、場合により個人に最初に与えられるべきであることを強調する。

この決議は、代表一覧表を中心とした条約運用の今後に対しいずれも大きな意味を持つが、とりわけ注目すべきは、iii、vii、であろう。

iiiは、今回の審査でいくつかの申請書において同一部分の記述が問題となったことを受けたものである。無形文化遺産の要素の特定と定義、認知及び認識の確保並びに対話の奨励への貢献、といった項目は当然個々にユニークであるべきであるが、保護措置に関わる項目についてここまで厳格に他との同一性を否定するのは現実的でないのではなからうか。特に、日本や韓国のように、無形文化遺産の保護制度がすでに条約以前から運用されている場合、その制度の枠組みでの保護が中心となるので、一定の重複はむしろ自然であるといえよう。そういった点を、補助機関及び今後の委員会が十分認識し適切な判断をすることが可能かどうかが問われなくてはなるまい。

viiは、「過度に包括的」でないことと、「過度に既記載案件と類似」していないことを今後の申請において留意すべきことを求めたものであるが、その具体的な範囲についてははなはだ不明確である。今回の審査では、特に後者が問題とされたのであるが、この類似性の問題は、無形文化遺産とはどういうものであるか、という条約の根幹に関わる本質的なものである。それを、運用面を規定する1決議の中でこのように簡単に触れること自体、将来に禍根を残すのではないかという危惧を持つ。そのため、主に日本からの提案により、この問題を中心として議論するワーキンググループの設置が、次の決議に盛り込まれた。

⑤ 代表一覧表への提案に関するオープンエンド・ワーキング・グループの報告検討¹⁵及び運用指示書改定案

ここでは、9月に行われたワーキンググループの報告に基づいて、代表一覧表の提案処理に関しての具体的改善方法等について討議し、委員会として次の締約国総会へ提案する決議文書を採択するはずであった。ところが、今回審査に当たった補助機関の議長国である韓国を中心に、ワーキンググループが委員会の総意とは乖離する存在であるとの疑義が示され、報告の決議採択はきわめて難航した。結果的には、いくつかのパラグラフで多数決に持ち込まれ、またコンセンサスに至らなかった旨を文書に盛り込む¹⁶などの修正が加えられ、決議に至った。その主要な部分は以下の通りである。

- i 条約実施のための運用指示書を以下の通り改定することを締約国会議に勧告する。
 - a. 一つのサイクルにおいて提出される全ての申請書を諮問機関が審査することとするべく、代表一覧表への記載の審査は、運用指示書第26パラグラフに規定されている諮問機関により

実施されるべきこと。

- b. 諮問機関のメンバーの任期は最大4年間に延長し、メンバーは毎年4分の1を改選するべきこと。
- c. 毎年の申請書の審査件数の上限は、前年の政府間委員会で決定すること。
- d. 政府間委員会は、複数国提案の申請書、次に緊急保護一覧表又は代表一覧表に記載された無形文化遺産及びベストプラクティスに選定され又は国際援助要請が承認された無形文化遺産を有しない締約国の申請書、その次に緊急保護一覧表又は代表一覧表に記載された無形文化遺産及びベストプラクティスに選定され又は国際援助要請が承認された無形文化遺産が同一サイクルにおいて他の締約国に比して少ない締約国の申請書、の順に優先順位を検討し、可能な場合はいつでも全ての申請締約国が少なくとも1件は審査されるよう努め、可能な限り多くの申請書が審査に含まれるようにする。
- e. 申請締約国は、同一サイクル内において複数の申請書を提出する場合で審査を望む案件の順位を指示する際には、緊急保護一覧表の案件を優先することとする。
 - ii 2012年サイクルは、申請された214の申請書のうち最大62の申請書を評価することができることを決定する。評価にあたっては、第一に複数国提案を優先し、次に緊急保護一覧表又は代表一覧表への記載が無くベストプラクティスの選定が無く国際援助の採択が無い締約国の申請を優先し、その次に記載及び選定、採択が少ない締約国を優先することとする。可能な限り多くの申請書を評価するために、申請締約国ごとに少なくとも1件は審査されることを確保する。
 - iii 2012年サイクル審査のために複数の申請書を提出している締約国に対して、2011年12月15日までに審査を望む案件の順位を事務局に指示することを求める。
 - iv 第7回政府間委員会の前に、ユネスコ本部で、オープンエンドの政府間ワーキンググループを招集することを決定する。このワーキンググループは、無形文化遺産として適当な規模又は範囲はどうあるべきかについて議論する。このワーキンググループの会合は、会合を開催するための経費、及び政府間委員会の委員国であるかどうかを問わず発展途上国であり条約の締約国である国の代表者（但し無形文化遺産の専門家に限る）の参加費用、の全てをカバーするために、無形文化遺産基金への補完的な任意拠出がなされることを条件に開催される。

ここで特に注目すべきは、iiの具体的な件数制限であろう。ここでいうところの最大評価件数62件は、全評価対象分野（緊急保護一覧表、代表一覧表、ベストプラクティス、国際的援助）に関わる数字である。したがって、各分野の申請件数がどれ位に及ぶか明確にならないと、実際の審査に付される個別の件数はわからない。また同時に「可能な限り多くの申請書を評価するために、申請締約国ごとに少なくとも1件は審査されることを確保する」とも規定しているが、62カ国以上からの申請があった場合の処理については不明である。このような不明確な数値が決議されたことは、結果として事務局の恣意的な裁量を可能とするのではないかと心配される。

i に関しては、代表一覧表の審査を補助機関から専門家による諮問機関へ移行させるべきこと、及び諮問機関のあり方、審査件数の上限を前年の政府間委員会で決定する、といった方向での運用指示書改定案を締約国総会に委員会として勧告したものであり、実際にこれが運用指示書の改訂として総会で決議されるかどうかはなお予断を許さない。委員会における議論の中で最も意見対立が激しかったのも、この諮問機関への移行の是非を巡ってであった。結果的にこれに関する決議は、これまでの委員会慣例を破り、多数決による決着によって決議されたのであるが、韓国を中心とする反対派が総会で再度巻き返し工作にでる可能性も十分あると思われる。

※ 第6回委員会総括

以上述べてきたように、第6回政府間委員会はそれまでの同会議と較べると大きく様変わりした。その要点をまとめると、次のようになろう。

① 代表一覧表候補審査における情報照会という手続きの導入による変化

今回の委員会で新たに導入された手続きである「情報照会」は、結果的に多くの未記載案件を生み出したといえよう。日本の場合を見ると、審査案件6件のうち、情報照会とされたものが4件、全体で見ても全審査案件49件のうち「情報照会」とされたものが26件(直前取り下げも含む)と半数以上を占めた。従前は、記載と不記載の両オプションのみであったため、不記載勧告を受けた大半は事前に取り下げられ、委員会の場では、事実上記載勧告のみの承認が行われたのに対し、今回は補助機関の情報照会という勧告に対し、多くの国が委員会の場で反論を試みた。

日本を例にとると、情報照会とされた4件は、いずれもが日本からすでに記載されている案件との比較において、基準1及び基準2に関して十分な情報がない、という理由での情報照会勧告であった。前回のナイロビでの委員会での補助機関への委任事項決議において、この情報照会という手続きが新たに加えられたのであるが、その時点でこのように多用される可能性は十分認識されているとはいえなかったように思う。しかし、2011年サイクルの補助機関は、申請書から十分に情報が得られない場合、かなり積極的にこの情報照会という勧告を行った。もともと申請書の説明は各項目毎に字数の制限等もあり、その候補案件に精通していないものに対して十二分に情報を伝えることはかなり困難であるといえる。そこで疑問とされた点に関しては、委員会の場で説明を試みたのであるが、ほとんどの場合、勧告が覆されることはなかった。日本の場合、基準1に関しては、委員会での説明により十分な情報が確保されたということになり、基準に適合すると変更されたが、基準2に関しては、引き続き情報照会として残された。

本来情報照会とは、不足の情報の確認のための措置であるべきであるが、今回は補助機関の勧告を変更する決定に対し、その議長国であった韓国代表がことごとく反発し、議事運営規則のあらゆる点を使って、変更をなるべくさせないように議事をリードした印象がぬぐえない。したがって、委員会の場において提出国から十分な説明がなされた場合でも、申請書そのものにその情報が不足している以上、情報照会が相当と決議された案件も多々あったのである。その意味では、実質的な内容審査よりも、手続きあるいは議事運営規則を優先させ、やや強引ともいえるやり方で補助機関の勧告をできる限り尊重する決議へ持ち込んだ、という印象が強く、条約本来の趣旨からして問題の多い委員会審

議であったように考える。

② 補助機関権限の拡大解釈

本来2011年の代表一覧表の検討を行う補助機関が行うことのできるものは、ナイロビで決定された委任事項のみであるはずである。しかし私見ではあるが、今回の補助機関はそれを大きく逸脱していたといわざるを得ない。その最も端的な例が、日本の情報照会とされた4件に関する勧告である。今回の補助機関への公式な委任事項は、第5回政府間委員会の決議5COM7のANNEXにある、“An assessment of each nomination’s conformity with the inscription criteria as provided in paragraph 2 of the Operational Directives”であり、案件の基準との適合性を判断することに限られるはずである。ところが、今回は既記載案件との比較という、これまでにない観点が持ち込まれ、それが判断の大きな要素となっていた。日本の4件に関しては、いずれもすでに記載されている日本の案件との類似性が問題とされ、それが情報照会とされた主要理由であった。

たとえば、「男鹿のナマハゲ」を例とすると、補助機関の元々の勧告は以下のようであった¹⁷。

基準1（申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。）につき、日本は既に代表一覧表に記載されている日本の無形文化遺産によく似た表現で今回の提案書を記述しているため、両件に係わる団体を含めて拡張した提案書を再提出するのではなく、あえて単独で提案書を提出することを正当化するような情報を更に提供する必要がある。

基準2（申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。）につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甌島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているため、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

このような比較の観点は、今までの審査において見られなかったものであり、本来の補助機関の権限からしてそれを超えるものであると考えられる。幸いにして、委員会席上の説明により、基準1の適合性は了承されたのであるが、基準に2については、最終決議でも以下のように決定された。

基準2（申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。）につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甌島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているため、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

こうした観点を認めるか否かは、代表一覧表は本条約においてどのような意味を持つか、という根本論に関わる問題である。運用当初からこのような観点が導入されていたならいざ知らず、実質3回目の記載に当たって、新たにこのような観点が導入されれば、混乱は必至であり各国からの強い反発があるものと思われたが、実際は日本以外の国々の反応は思ったほどではなかった。これは、日本のように多数の既記載案件を持つ国が少数であったことが大きく影響していると思われる。また本来で

あれば、日本と同様の立場にあると考えられる韓国が、今回は補助機関の構成国であり、その勧告に対する反対を徹底的につぶす基本姿勢であったことも大きい。また想像するに、従来から代表一覧表の急速な件数増加や、その結果としての地域的アンバランスを嫌っていたユネスコ事務局側も、代表一覧表のクレディビリティの確保という大義名分から、補助機関側にたっていたような印象もぬぐいがたい。

いずれにせよ、本来の授權範囲を超えるとみられる勧告が、一部そのまま採択されてしまったのは動かしがたい事実であるといえるだろう。これは今後の条約運用のあり方に、禍根を残すものといえるのではなかろうか。

③ 件数制限の既成事実化

従前から問題となっていた、年間審査件数の制限問題は、この委員会においてもはや動かしがたいものとなった。アブダビ、ナイロビにおいては、事務局及び補助機関の現実の処理能力から、事実上の件数制限は容認されてはいたが、それは理想的にはあくまで例外的措置であった。しかし今回は、それが常態化する道を開いたものと考えべきである。また、従来は代表一覧表に限定して議論されてきた処理件数が、今回は審査の対象となる全案件、緊急保護一覧表、代表一覧表、ベスト・プラクティス、国際援助、のすべての問題にいつの間にか置き換えられてしまった。これにより、多数の潜在的提案候補をもつ日本のような国は、その根本的な方針の転換を迫られる結果となったといえるだろう。締約国が140カ国を超え、今まで提案のなかった国々のキャパシティビルディングも徐々に進みつつある現状では現実的な方向転換ともいえなくはないが、結果として、既記載案件と未記載案件の間のヒエラルキーという、本来条約が最も否定すべき観念が生まれつつあるようにも見える。条約の理念と現実の運用の乖離は、早急に検討し是正しなければならない時点にきている。

(3) 日本の対応

このような政府間委員会を受けて、日本の対応にも変化が生じてきている。端的に言えば、今まで主張してきた、代表一覧表は無形文化遺産の多様性を示す観点からできるだけ多数の要素が記載されるべきである、といった主張は依然として掲げてはいるが、現実的な状況に対応する準備を進めつつあるといったところであろう。

具体的には、平成24年2月の文化審議会文化財分科会において、次回3月の日本からの提案候補を「和食：日本人の伝統的な食文化」とする決定を行った¹⁸ことに現れている。

このような日本の文化財保護法における体系外からの動きの可能性は、拙稿ですでに指摘してきたところであり、この和食の無形文化遺産代表一覧表への提案に関する詳細は、また稿を改めて詳細に報告・検討したい。

しかしここで強調したいのは、平成24年3月にはこの和食のみを提案し、他の候補の新たな提案及びバリの委員会で情報照会とされた4件の再提出は行われなかったということである。このことは、全審査案件62件というスキームの中で、従来のすべての国指定・選定の無形文化遺産を順次提案し、その全記載を目指す、という基本方針を一時棚上げにしたということである。たしかに、今後の記載基準を含む運用指示書の改訂の方向や、審査の専門諮問機関への移行の有無、また記載されるべき無形文

化遺産における過度に包括的でなく過度に類似しないという具体的範囲、等々予定される日本が提唱したワーキンググループの議論や締約国総会の動向、等を見極めなければ、新たな基本方針を策定していくことはきわめて困難であり、このような状況の下で拙速に方針転換することは、国内外への影響を考えると決して望ましくはない。その意味で、いわば文化財行政とは違う文脈で和食の提案の動きがあったことは、方針転換に向けての検討期間を得る結果となったといえるだろう。

3 現在における問題点

2003年に成立した無形文化遺産保護条約は、来年で10周年の記念すべき年を迎える。緊急保護一覧表、代表一覧表の具体的記載公表から本格的な実施段階に入ったと考えても、すでに5年以上が経過している。しかし現状を見ると、その運用は必ずしも安定的であるとは言いがたいのは、既述の通りである。

運用面に限って主なものを指摘しても、締約国の増加に較べ相対的に不足している事務局の処理能力、委員国並びに補助機関の改選に起因する継続性の欠如、依然として残る地理的なアンバランス、NGOの有効な貢献の欠如、等多くのものがある。また、もっと大きな問題では、EUの経済的な苦境やアメリカの拠出金引き上げなど、ユネスコ自体の存立基盤がより脆弱化していることも深刻である。

このような中で、本条約の実質的な中心機関とされている政府間委員会はその解決に向かって有効に機能しているだろうか。第1回から参加している筆者には、不幸なことにとってもそのようには樂觀できない。

本条約の政府間委員会といえども、それが各国の代表により構成される以上は、外交上の駆け引きや自国利益を考えての綱引きは当然あってしかるべきではあるが、回を追うごとにその傾向が強くなっているように危惧される。本来各委員国は同等の立場で、無形文化遺産の保護のため、自国の利益を超えてよりよい方向性を追求すべきであるのに、現実には政治的思惑からの議論も目立つようになってきた。

当初はかたくなに否定されていた専門家による諮問機関の役割拡大の議論も、このような現状に対する危機感がその一因であろう。この方向性が具体的に実現されるかどうかはなお予断を許さないが、いずれにせよ従来の補助機関が検討し、委員会が審査する、という方式があまり有効に機能していないことは明らかになりつつある。地域間の極端なアンバランスや、依然として強い代表一覧表偏重など、現実に運用を開始して初めて認識された問題も多くみられ、未だその有効な解決策は見いだされていない。

条約成立後しばらくは、各国代表団に占める専門家の役割は比較的に大きく、常に議論をリードしていたが、昨今はそれ以外の外交プロパーの発言が目立ち、慎重に積み上げてきた無形文化遺産保護の概念も、十全に継承されているとはいいがたい場面が多くなってきた。厳しくみれば、急速に拡大定着したと見えた本条約による無形文化遺産保護の国際的枠組みも、基本的理念の共通理解やその実現方法に関する共通認識の不足など、その足下はおぼつかない状況を露呈しつつあるといえるだろう。

う。

このような問題点を解決していくことは、なかなか簡単ではないが、やはり国益から一步距離をとることの出来る専門家の知見をどのように有効に活用していくかが鍵となるのではなかろうか。専門家サイドからの動きも、国際人類学・民族学会議や国際博物館会議などをはじめとして、徐々に増えてきている。有形の世界遺産の場合とは異なる、無形ならではの専門家の恒久的な貢献の枠組み作りがどのように出来るかが、今後の有効な運用に大きな意味を持つてくるであろう。

結びにかえて

以上、2010年、2011年と、無形文化遺産保護条約を巡る動きを概観し検討してきた。前稿までと比較、述べるべき国際会議の内容が徐々に増加し、その国内へのフィードバックについては、まだまだ述べるべき点は多い。

とりわけ、このたびユネスコへの提案が正式に決定した、「和食」をめぐる一連の動きは、日本の無形文化遺産保護の全体に関わる大きな問題提起でもある。世界的に見れば、無形文化遺産保護条約への加盟を機に、国内の保護体制を構築し始めた国々が大半であり、このような国々では条約と国内保護体制との乖離ということは生じにくい。しかし、日本のように独自の国内法に基づく保護体制が長く存在した国の場合、条約の実施により、国内保護体制への様々なフィードバックは当然予想される問題であった。提案が決定した現段階では、その問題を検討するにはやや時期が早いのが、次号以降ではこれらについても詳細に検討していきたい。

(注)

1 全決議は、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00407-EN.doc> 参照

2 原文は以下の通り

Decides, on an exceptional basis relating only to the nominations proposed for evaluation in 2010, that the Secretariat and the Subsidiary Body examine with priority the nominations for the Representative List submitted by States Parties that do not have elements inscribed on said List, have few elements inscribed on it or have presented multinational nominations

3 DECISION 5.COM 7 (ITH-10-5.COM-CONF.202-Decisions-EN P51-52)

4 アブダビ会議文書 <http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-09-4.COM-CONF.209-13-Rev.2-EN.pdf> で示されている提案は以下の通り

The annual limit is set at 100 on the total number of nominations the Committee will evaluate. Priority will be given to States Parties having no elements inscribed on the List and to those whose nominations were deferred.

5 DECISION 5.COM 7 (ITH-10-5.COM-CONF.202-Decisions-EN P52) のANNEX “Terms of Reference of the Subsidiary Body on the examination of nominations to the Representative List” 4 (b) に、A recommendation to inscribe or not inscribe the element submitted to the

- Committee, or a referral of the nomination to the submitting State for additional information; と記された。
- 6 『無形文化遺産研究報告』第4号 東京文化財研究所無形文化遺産部 2010.3.31
- 7 この会合には筆者不参加のため、内容に関しては以下を参照
第6回政府間委員会作業文書 <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=00362>
ITH/11/6.COM/CONF.206/15 ITH/11/6.COM/CONF.206/INF.15
- 8 拙稿「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成2」『無形文化遺産研究報告』第2号 東京文化財研究所無形文化遺産部 2008.03.30
- 9 “Inscription of the element will contribute to ensuring visibility and awareness of the significance of the intangible cultural heritage and to encouraging dialogue, thus reflecting cultural diversity worldwide and testifying to human creativity.”
- 10 記載相当とされたのは、
マリ “Secret society of the Kôrêdugaw, the rite of wisdom in Mali”
ペルー “Eshuva, Harákmbut sung prayers of Peru’s Huachipaire people”
UAE “Al Sadu, traditional weaving skills in the United Arab Emirates”
- 11 情報照会から記載への変更は、韓国の、“Weaving of Mosi (fine ramie) in the Hansan region”。また両論併記からの記載は、フランスの、“Equitation in the French tradition”
- 12 記載されたのは、「壬生の花田植」、「佐陀神能」
- 13 情報照会とされたのは、「本美濃紙」、「秩父祭の屋台行事と神楽」、「高山祭の屋台行事」、「男鹿のナマハゲ」
- 14 DECISION 6.COM 13 (ITH/11/6.COM/CONF.206/Decisions P47-48)
- 15 DECISION 6.COM 15 (ITH/11/6.COM/CONF.206/Decisions P85-86)
- 16 韓国の主張により、DECISION 6.COM 15のパラグラフ5に、
Notes that there was no consensus within the Committee on the report of the open ended intergovernmental working group;
という、決議文書としては異例ともいうべき文言が追加された。
- 17 第6回政府間委員会作業文書 <http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-11-6.COM-CONF.206-13+Corr.+Add.-EN.pdf>における原文は、
Further decides that the information provided in nomination file 00410, Oga no Namahage, New Year visiting of masked deities in Oga, Akita, is not sufficient to allow the Committee to determine whether the criteria for inscription on the Representative List are satisfied, as follows:
R.1: Since the nomination proposes an expression that closely resembles an element that is already inscribed by the same State Party on the Representative List, the State should provide further information on what warrants an independent nomination, rather than a resubmission of an enlarged nomination that would include the communities concerned by

both;

R.2: Since the element closely resembles, both formally and symbolically, the Koshikijima no Toshidon that is already inscribed on the Representative List, the State should explain how its inscription will contribute to promoting greater added awareness of the significance of the intangible cultural heritage;

18 文化庁平成24年2月17日付け報道発表資料

http://www.bunka.go.jp/ima/press_release/pdf/unesco_jyoyaku_120217.pdf

[Summary]

Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage at the Crossroads

MIYATA Shigeyuki

In “Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage-Now in its Implementation Phase” (2010), the present author clarified the condition surrounding the Convention just after its implementation phase. Since the publication of that paper, the Convention has been discussed and studied on several occasions, including at the 3rd Ordinary Session of the General Assembly of the States Parties and the 5th/6th Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, and the Convention has been pressed to change its operation. In particular, subjects in connection with the evaluation of nominations for inscription on 2 lists, the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding and the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity, have been changed compared with those of 4 or 5 years ago. In addition, domestically, several problems have also arisen.

In this paper, the author reports on some important sessions in 2010 and 2011, the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, the General Assembly of the States Parties, among them, and attempts to analyze the issues that are anticipated to arise in the process of such discussions.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 6
2012

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第6号

平成24年3月26日印刷

平成24年3月29日発行

編 集	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 『無形文化遺産研究報告』編集委員会	
編集委員	無形文化遺産部長 無形文化財研究室長 音声・映像記録研究室長	宮 田 繁 幸 高 桑 いづみ 飯 島 満
発 行	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43 電話 03 (3823) 2241	

© 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所 2012

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo